

## 和歌山地方最低賃金審議会（第4回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）  
（和歌山地方最低賃金審議会 会長）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示
- 3 和歌山県最低賃金答申に係る異議申し出について  
（紀州有田商工会議所）
- 4 和歌山地方最低賃金審議会の答申に対する異議申出書  
（和歌山県地方労働組合評議会）
- 5 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）  
（和歌山県鉄鋼業最低賃金）
- 6 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）  
（和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金）
- 7 最低賃金の決定の必要性の有無について（報告）  
（(仮称)和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、  
食料品スーパーマーケット最低賃金）
- 8 令和5年度和歌山地方最低賃金審議会審議経過
- 9 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定最低賃金の場合）



令和6年8月5日

和歌山労働局長  
松浦直行殿

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷行敏

和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月9日付け和労発基0709第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、経営環境や物価の上昇等を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めるとともに、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化に取り組むこと

特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、キャリアアップ助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を図ること

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと

を公益代表委員の見解として強く要望する。

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日



## 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 和歌山労働局一般公示第 43 号

令和 6 年 8 月 5 日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第 8 条の規定に基づき、令和 6 年 8 月 20 日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を持参又は郵送で提出されたい。

令和 6 年 8 月 5 日

和歌山労働局長 松浦 直行

## 記

和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 9 8 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和 6 年 1 0 月 1 日



紀商工令 6 第 6 1 号

令和 6 年 8 月 9 日

和歌山労働局

局長 松浦 直行 様

紀州有田商工会議所

会頭 川端 隆

### 和歌山県最低賃金答申に係る異議申し出について

残暑の候、貴職ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、商工会議所運営に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さる 8 月 5 日に和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見提出があり、51 円引き上げの 1 時間 980 円の答申があったとのご連絡を頂き非常に驚いています。

当商工会議所では、会員事業所の声として、本年 6 月 12 日に和歌山地方最低賃金審議会会長に「最低賃金に関する要望書」を提出。また、7 月 26 日開催の「和歌山地方最低賃金審議会」において、意見陳述を行い、①法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定②改正後の最低賃金に対応するための十分な準備期間確保について、お願いしました。

小規模事業者の実態は、コロナ禍の景気低迷からようやく解放され、これから頑張ろうという時期に円安、世界情勢の不安定によるエネルギー高、相次ぐ原料の高騰等により、非常に厳しさが増しており、不安定な経営状況が続いています。

大企業においては、景気の回復が進み、賃上げの動きが顕著にみられ、賃金

の上昇が進められておりますが、中小小規模業者にとっては以前より厳しい状況が続いている中、過去最大の引き上げで1時間980円という答申には到底納得できません。

従いまして、今回の答申につきましては、異議の申し立てをさせていただきますので、再度のご審議をお願い申し上げます。

中央最低審議会が改正の目安を出し、それを参考に地方最低賃金審議会が地方の最低賃金を審議され、その中で、地域間格差や物価の高騰による生計費の拡大が注目されておりますが、小規模事業者の支払い能力低下にもしっかりと注目頂きたいです。

生計費の拡大や人手不足により、ある程度の引き上げは必要と思われませんが、今回のような大幅な引き上げは、地方の小規模事業者の経営に大きな負担となり、事業規模の縮小や廃業により、地域雇用の削減に繋がる現実を見極めて頂きたく思います。

和歌山地方最低賃金審議会におかれましても、和歌山県内の経済状況や中小小規模事業者の構成比率、和歌山県特有の業種比率等を十分に考慮し、和歌山県独自の答申を出されるよう強く要望いたします。

地方の、地域の経済と雇用を守っている中小・小規模事業者を見捨てないで地域の特色や良さを守っていただきたいです。



和歌山労働局長  
松浦直行様

2024年8月20日

和歌山県地方労働組合評議  
議長 武田正

### 和歌山地方最低賃金審議会の答申に対する異議申出書

和歌山地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の和歌山県における最低賃金改正決定について、現在の時間額929円を51円引き上げて時間額980円とする答申を行いました。

この金額は過去最高のものであり、また、中央最低賃金審議会が示した目安額に1円上乘せするというものです。

しかし、時間額51円の引き上げでは労働者の生活を改善するには遠く及ばず、近畿各府県の中でも最下位から抜け出せず、低水準かつ格差の是正には至らない、極めて不十分な金額であると言わざるを得ません。

私たちは全国の仲間とともに「最低賃金を今すぐ1000円、そして1500円へ」「全国一律賃金制の確立で格差の是正」「中小企業・小規模事業者支援強化」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。しかしながら、時間額51円の引き上げでは、1000円にも及ばず、隣接する大阪府との格差も解消されません。

高齢化・少子化・過疎化の急速な進行に加え、都市部への人口流出に歯止めがかかっていません。和歌山県内での経済の好循環を生み出すためにも、大幅賃上げによる消費購買力向上が必要不可欠です。

以上から、次の通り異議を申し出ます。

再度のご審議をよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 時間額980円では人間らしい生活を送ることができる水準ではありません。時間額1500円を展望し、今回の改定でせめて時間額1000円とすること。
2. 賃金格差の解消にむけて、全国一律最低賃金制を実現するよう、関係機関に強く働きかけること。
3. 政府に対し、最低賃金引き上げに有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めること。

以上



令和6年7月29日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 廣谷 行 敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会

特別小委員会

委員長 岡田 真理子

## 最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年7月26日に和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定を審議することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、当小委員会の委員は、下記のとおりである。

## 記

公益代表委員 岡田 真理子 本庄 麻美子 和中 修二

労働者代表委員 北道 剛士 澤井 知博 濱地 正由

使用者代表委員 児玉 征也 中島 寛和 船富 由紀

(五十音順)





令和6年8月6日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷行敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 岡田 真理子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日に和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため報告する。

なお、当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	岡田 真理子	本庄 麻美子	和中 修二
労働者代表委員	北道 剛士	澤井 知博	濱地 正由
使用者代表委員	児玉 征也	中島 寛和	船富 由紀

（五十音順）



令和6年8月6日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷行敏 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 岡田 真理子

最低賃金の決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日に和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため報告する。

なお、当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 岡田 真理子 本庄 麻美子 和中 修二

労働者代表委員 北道 剛士 澤井 知博 濱地 正由

使用者代表委員 児玉 征也 中島 寛和 船富 由紀

（五十音順）

## 令和5年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過

	回数	開催日	審議事項・決定事項等
公益 代表 委員 会議	第1回	7月4日(火)	○審議会運営
最低賃金 審議会 (本審)	第1回	7月4日(火)	○会長、会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○和歌山県最低賃金の改正決定の諮問 ○和歌山県最低賃金専門部会の設置 ○審議会令第6条第5項の適用
	第2回	8月1日(火)	○関係労使からの意見陳述 ○地域別最低賃金改定の目安の伝達 ◇特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問 ㊦ ◇特別小委員会の設置及び委員の指名
	第3回	8月7日(月)	◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の諮問 ㊦㊧ ○和歌山県最低賃金専門部会の廃止
	第4回	8月23日(水)	○審議会意見に対する異議申出の諮問、答申(8/7答申どおり) ◇特別小委員会報告の審議 ㊦㊧㊨ ◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の答申 ㊦㊧㊨ ◇特定最低賃金の改正決定の諮問 ㊦ ◇特定最低賃金専門部会の設置 ㊦
県最賃 専門 部会	第1回	8月1日(火)	○部会長、部会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○生活保護との整合性の説明 ○金額審議に向けての意見交換
	第2回	8月2日(水)	○金額審議
	第3回	8月3日(木)	○金額審議
	第4回	8月4日(金)	○金額審議
	第5回	8月7日(月)	○金額審議 ○合意(全会一致) ○専門部会報告書、審議会答申文作成
特定最賃 専門 部会 ㊦	第1回	9月27日(水)	◇部会長、部会長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇金額審議に向けての意見交換
	第2回	10月17日(火)	◇金額審議
	第3回	10月18日(水)	◇金額審議
	第4回	10月31日(火)	◇金額審議 ◇合意(全会一致) ◇専門部会報告書、審議会答申文作成
特別小 委員会	第1回	8月2日(水)	◇委員長、委員長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇小委員会報告書(必要性あり)作成 ㊦
	第2回	8月21日(月)	◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇特定最低賃金決定(新設)必要性の審議 ㊧
	第3回	8月23日(水)	◇特定最低賃金決定等必要性の審議 ㊦㊧ ◇小委員会報告書(必要性なし)作成 ㊦㊧

(㊦…鉄鋼業、㊧…百貨店、総合スーパー、㊨…各種食料品小売業)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)
11月28日(木)		12月13日(金)		12月27日(金)		1月26日(日)
11月29日(金)		12月16日(月)		1月6日(月)		2月5日(水)